

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

○本宮市長選挙を本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙と同時
に行う件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく本宮市長選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙と同時に、次のとおり行う。

平成二十七年一月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙の期日 平成二十七年一月二十五日